



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月18日火曜日 第2311号外2

◇ 目 次 ◇
規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則等の一部を改正する規則..... 1

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 2

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

○愛媛県規則第40号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則等の一部を改正する規則

（審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部改正）

第1条 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 省略 <u>愛媛県スポーツ推進審議会委員</u> 省略 </div>	別表（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 省略 <u>愛媛県スポーツ振興審議会委員</u> 省略 </div>

（愛媛県行政組織規則の一部改正）

第2条 愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（企画振興部各課の所掌事務） 第8条 省略 2～7 省略 8 文化・スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 省略 (10) <u>スポーツ推進計画</u> に関すること。 (11) 省略 9 省略	（企画振興部各課の所掌事務） 第8条 省略 2～7 省略 8 文化・スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) 省略 (10) <u>スポーツ振興計画</u> に関すること。 (11) 省略 9 省略

（愛媛県スポーツ振興審議会規則の一部改正）

第3条 愛媛県スポーツ振興審議会規則（平成23年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>愛媛県スポーツ推進審議会規則</u> (趣旨)	<u>愛媛県スポーツ振興審議会規則</u> (趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県スポーツ推進審議会条例（昭和37年愛媛県条例第6号）第4条の規定に基づき、愛媛県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議事項）

第2条 審議会が調査審議する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

第1条 この規則は、愛媛県スポーツ振興審議会条例（昭和37年愛媛県条例第6号）第4条の規定に基づき、愛媛県スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議等事項）

第2条 審議会が調査審議し、及び知事に建議する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第19号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a table for '別表第3 (第4条関係)' (Table 3 related to Article 4). The tables compare organizational types and specific items, with decision-making authority (知事, 専決者) and specific items (e.g., sports promotion vs. sports promotion) being updated.

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1117

職員の特務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年10月18日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、<u>第19条</u>、<u>第20条第2項及び第3項</u>、<u>第46条第2項</u>、<u>第50条第2項</u>、<u>第53条</u>、<u>第54条第2項</u>、<u>第60条第2項及び第3項</u>、<u>第61条</u>、<u>第62条第2項</u>、<u>第64条の2並びに第65条並びに附則第3項から第6項まで及び第10項の規定に基づき</u>、職員の特殊勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第12条の2 省略</p> <p>第15条 <u>条例附則第3項の人事委員会が定める額は、作業に従事した日1日につき840円とする。</u></p> <p>第16条 削除</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第34条の3 省略</p> <p>第34条の4 <u>条例附則第4項第2号の人事委員会が定める区域は、平成23年4月21日午前11時の警戒区域の設定に係る本部長指示（同号に規定する本部長指示をいう。以下同じ。）があるまでの間における当該本部長指示により警戒区域に設定することとされた区域と同一の区域とする。</u></p> <p><u>2 条例附則第4項第3号の人事委員会が定める区域は、平成23年4月22日午前9時44分の本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域とする。</u></p> <p><u>3 条例附則第4項第4号の人事委員会が定める区域は、平成23年3月15日午前11時の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づく内閣総理大臣の市町村長及び都道府県知事に対する指示（以下「大臣指示」という。）があるまでの間における当該大臣指示により居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域と同一の区域とする。</u></p> <p><u>4 本部長指示又は大臣指示による区域が東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所からの距離により定められている場合における条例附則第4項第2号から第4号までの作業に係る区域には、当該距離により定められた区域内にある海域を含むものとする。</u></p> <p><u>5 条例附則第4項第2号から第4号までの作業に係る区域には、その上空を含むものとする。</u></p> <p><u>6 条例附則第5項第1号イの人事委員会が定める施設は、免震重要棟とする。</u></p> <p><u>7 条例附則第5項第1号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</u></p> <p>(1) <u>条例附則第5項第1号アの作業は、20,000円</u></p> <p>(2) <u>条例附則第5項第1号イの作業は、5,000円</u></p> <p><u>8 条例附則第5項第2号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。</u></p> <p>(1) <u>条例附則第5項第2号アの作業は、10,000円</u></p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号。以下「条例」という。）第3条、<u>第19条第1項から第6項まで</u>、<u>第20条第2項及び第3項</u>、<u>第46条第2項</u>、<u>第50条第2項</u>、<u>第53条</u>、<u>第54条第2項</u>、<u>第60条第2項及び第3項</u>、<u>第61条</u>、<u>第62条第2項</u>、<u>第64条の2並びに第65条</u>の<u>規定に基づき</u>、職員の特殊勤務手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第12条の2 省略</p> <p>第15条及び第16条 削除</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第34条の3 省略</p>

(2) 条例附則第5項第2号イの作業は、2,000円

9 条例附則第5項第3号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1) 条例附則第5項第3号アの作業は、5,000円

(2) 条例附則第5項第3号イの作業は、1,000円

10 条例附則第5項第4号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき2,500円とする。

11 条例附則第6項の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業(条例附則第5項第2号アの作業に限る。)は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業とする。

12 条例附則第6項の人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 条例附則第5項第1号アの作業が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものである場合は、20,000円

(2) 条例附則第5項第2号アの作業が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものである場合は、10,000円

第34条の5 条例附則第8項第1号に定める「異常な自然現象」とは、第13条の4第1項に定めるものと同様のものをいう。

2 条例附則第8項第1号に定める「重大な災害」とは、第13条の4第3項に定めるものと同様のものをいう。

3 条例附則第8項第1号に定める「応急作業」とは、第34条の3第4項に定めるものと同様のものをいう。

4 条例附則第8項第1号アに定める「河川の堤防等」とは、河川について都道府県知事があらかじめ定める警戒水位を超えている当該水位の観測地点の周辺の堤防、せき、水門又は護岸をいう。

5 条例附則第8項第1号イに定める「通行が禁止されている区間」とは、第34条の3第6項に定めるものと同様のものをいう。

6 条例附則第9項に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、480円

(2) 応急作業等の作業は、730円

7 条例附則第10項に定める「夜間」とは、第34条の3第8項に定めるものと同様のものをいう。

8 条例附則第10項の100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、240円

(2) 応急作業等の作業は、365円

9 条例附則第10項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第23項に規定する区域とする。

10 条例附則第8項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合における条例附則第10項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、480円

(2) 応急作業等の作業は、730円

11 条例附則第8項の作業に引き続き5日以上従事した場合における条例附則第10項の100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額は、次の区分による額とする。

(1) 巡回監視の作業は、480円

(2) 応急作業等の作業は、730円

第34条の6 省略

第34条の7 省略

第34条の4 省略

第34条の5 省略

(手当の額の特例)

第35条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務又は作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)~(3) 省略

(4) 災害応急作業等手当(条例附則第5項各号の作業に係るものを除く。)

2 条例附則第5項各号の作業に従事した時間を通算した時間が1日について4時間に満たない場合における条例附則第5項第2号ア、第3号ア及び第4号の作業に係る災害応急作業等手当の額は、第34条の4第8項第1号、第9項第1号、第10項又は第12項第2号の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

様式第18号(第39条関係) 災害応急作業等従事簿

様式第18号(その1)

省略

省略

備考1 この様式は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)第61条に規定する作業に従事した場合に使用すること。

2 省略

3 区分欄のうち、「夜間以外」は、職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1。以下「規則」という。)第34条の3第8項に規定する夜間以外の時間においてのみ作業に従事した場合に記入すること。

4 区分欄のうち、「夜間」は、規則第34条の3第8項に規定する夜間において作業に従事した場合に記入すること。

5 区分欄のうち、「危険区域内」は、規則第34条の3第10項に規定する区域内において作業に従事した場合に記入すること。

6 省略

(手当の額の特例)

第35条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務又は作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)~(3) 省略

(4) 災害応急作業等手当 _____

様式第18号(第39条関係) 災害応急作業等従事簿

省略

省略

備考

1 省略

2 区分欄のうち、「危険区域内」は、職員の特殊勤務手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1)第34条の3第10項に規定する区域内において作業に従事した場合に記入すること。

3 省略

様式第18号に次のように加える。

災害応急作業等従事簿

年 月 分

所 属		職 名		氏 名	
-----	--	-----	--	-----	--

所属 長印	作業 従事 月日	作 業 内 容	作 業 箇 所	作 業 従 事 時 間 (24時間制 で記入)	同左の 時間数	支 給 額						加 算 額		
						規則第34条の4 第7項		規則第34条の4 第8項		規則第34条の4 第9項		規 則 第 34 条 の 4 第 10 項	規則第34条の4 第12項	
						第1号	第2号	第1号	第2号	第1号	第2号		第1号	第2号
				時 分から 時 分まで	時間 分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				時 分から 時 分まで	時間 分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				時 分から 時 分まで	時間 分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				時 分から 時 分まで	時間 分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
小 計						円	円	円	円	円	円	円	円	円
											支給額合計		円	

- 備考1 この様式は、職員の特務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）附則第4項に規定する作業に従事した場合に使用する。
- 2 職員の特務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1）第35条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、支給額の欄及び加算額の欄には、同項の規定を適用した額を記入すること。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則第15条、第34条の4、第34条の5、第35条並びに様式第18号(その2)及び同様式(その3)の規定は、平成23年3月11日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際現にある改正前の職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則様式第18号の規定による災害応急作業等従事簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。